

児童扶養手当が増額される

児童扶養手当、特別児童扶養手当が昭和56年8月分からそれぞれ次のとおり引き上げられます。

▷児童扶養手当

- 児童1人 31,200円
(従来29,300円)
- 児童2人 36,200円
(従来34,300円)

▷特別児童扶養手当

- 1級 36,000円
(従来33,800円)
- 2級 24,000円
(従来22,500円)

農作業を安全に

秋の農作業の特に忙しい8月15日から9月14日までの1か月間を「秋期農作業安全月間」と定め、農作業中の事故防止を呼びかけます。

農業機械を取り扱う時は、次の事に注意しましょう。

- 機械の点検、調整はエンジンを止めてから行う。
- 安全な服装で行う。
- 病気や過労のときは、機械作業は、行わない。
- 農業機械を使用するときは、始業点検を行う。
- 機械のは場への出し入れは慎重に行う。

今月の納税**町県民税****国民健康保険税**

納期限は8月31日です。

忘れずに納めましょう。

国民年金証書の提出を

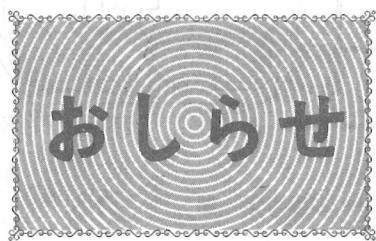
福祉年金を受けている人は、8月の支払を受けた後、ただちに国民年金証書を住民課年金係に提出してください。

国民年金証書の提出が遅れますと、11月から福祉年金を受けられないこともあります。

なお、昭和55年分の所得を申告していない人や、新たに恩給や厚生年金などを受けられるようになった人は、国民年金証書を提出する際に申し出てください。

国民年金標語募集

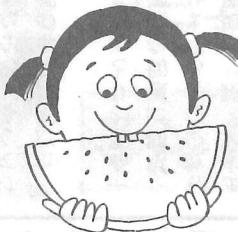
国民年金制度に対する認識を高める標語を8月31日まで募集しています。くわしくは、役場住民課年金係までおたずねください。

**物品税の対象ふえる**

今年の税制改正で10月1日から、新たに物品税の対象となる品目がふえます。

課税対象品目は、電気カーペット、衣類乾燥機、ビデオテレビなどで、税率は5%となります。

逆に今年の5月1日から課税最低限が引き上げられたものは、貴石製品等で、今までの課税最低限（小売価格）が25,000円だったのが、37,500円までに引き上げられました。

**勤労者美術展作品募集**

県では、千葉県勤労者美術展（9月29日～10月4日）の作品を募集しています。

▷規格

- 洋画 50号以下
- 書道 自由
- 写真 4切判

▷応募資格

県内に住所または勤務先を有する勤労者

▷搬入（県立美術館）

9月27日、午前9時30分から11時30分

▷搬出

10月4日、午後4時30分から5時

▷出品上の注意

○作品は、自作・未発表のもので、一人2点以内とする。ただし、組写真は三枚以内とし、これで2点とする。

○洋画は、額入りで展示用のひもをつける。

○書道は、表装または仮巻とする。

○写真は、白い台紙に貼る。

（約40cm×34cm）

○所定の申込用紙に必要事項を記入し、作品の搬入と同時に提出する。

▷出品料 無料

詳しいことは、県庁労政課にお問い合わせください。

0472(23)2743

児童画コンクール募集

電電公社では、小学生のみなさんに電信電話に対する理解と関心を深めていただくため、「電信電話をテーマにした国画コンクール」を実施します。

応募資格は、小学生に限り、募集期間は、9月中旬までです。

このコンクールの応募方法および電話局の窓口や事務室、交換機などの施設の見学をご希望の場合は、電話局へお尋ねください。